

社 援 施 第 6 号
平成12年2月17日

都道府県
各 指定都市 民生主管部(局)長 殿
中 核 市

厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長

厚生省社会・援護局企画課長

厚生省社会・援護局施設人材課長

厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長

厚生省児童家庭局企画課長

社会福祉法人会計基準の制定について

標記については、平成12年2月17日社援第310号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知「社会福祉法人会計基準の制定について」(以下「会計基準」という。)により示されたところであるが、この会計基準の実施に当たっては、以下に示す運用上の留意事項等を踏まえつつ管下社会福祉法人に対し、周知徹底方特段のご配慮をお願いしたい。

なお、会計基準が示されたことに伴い、社会福祉法人(以下「法人」という。)においては、この会計基準をもとに自主的に経理規程を定め、経理処理を行うこととする。

1 運用上の留意事項

(1) 管理組織の確立

法人における予算の執行及び資金等の管理に関しては、あらかじめ運営管理責任者を定める等法人の管理運営に十分配慮した体制を確保すること。

また、会計責任者については理事長が任命することとし、会計責任者は取引の遂行、資産の管理及び帳簿その他の証憑書類の保存等会計処理に関する事務を行い、又は理事長の任命する出納職員にこれらの事務を行わせるものとする。

なお、会計責任者と出納職員の兼務は避け、内部牽制組織を確立すること。

(2) 予算と経理

法人は、事業計画をもとに資金収支予算書を作成するものとし、資金収支予算書は各経理区分ごとに収入支出予算を編成することとする。また、勘定科目は、資金収支計算書勘定科目に準拠することとする。

法人は、全ての収入及び支出を予算に編入し、予算に基づいて経理することとする。

なお、緊急な事態の発生等により年度途中で予算の不足等が見込まれる場合は、必要な経費について補正予算を作成することができるものとする。

(3) 決算

決算に際しては、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録を毎会計年度終了後2か月以内に作成しなければならない。このうち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表については、社会福祉事業法施行規則第6条に基づき、毎会計年度終了後3か月以内に法人の現況報告に添付する書類として所轄庁に提出しなければならない。

(4) 借入金の扱い

借入金の借り入れ及び償還にかかる会計処理は、借入目的に応じて、各経理区分で処理することとする。

なお、資金を借り入れた場合については、別紙1を参考のうえ借入金明細表を作成し、借入先、借入額及び償還額等を適切に管理することとする。

(5) 寄附金の扱い

金銭の寄附は、寄附目的により経理区分の帰属を決定し、当該経理区分の寄附金収入とすることとする。

寄附物品については、取得時の時価により寄附金収入として計上するとともに、当該物品の用途目的に応じて対応する支出科目に計上することとする。

ただし、当該物品が飲食物等で即日消費されるもの又は社会通念上寄附金収入として扱うことが不適当なものはこの限りではない。

なお、寄附金等を収受した場合においては、寄附者から寄附申込書を受けるとし、別紙2を参考のうえ、寄附金収入明細表を作成し、寄附者、寄附目的、寄附金額等を適切に管理することとする。

(6) 入所者預り金の管理

入所者から預かっている金銭等は、法人に係る会計とは別途管理することとする。

(7) 引当金の扱い

法人において各引当金を計上する場合には、それぞれ引当金の内容を示す名称を付して計上することとし、引当金の性格によって支出する経理区分を決定することとする。また、各法人において引当金明細表を適宜作成する等適切に管理することとする。

(8) 会計単位間の資金異動

法人は、社会福祉事業、公益事業及び収益事業における会計単位間及び経理区分間の資金の異動を正確に把握することとする。

(9) 各種補助金の扱い

施設整備等に係る補助金、借入金元金償還補助金、借入金利息補助金及び経常経費補助金等の各種補助金については、補助の目的に応じて帰属する経理区分を決定し、各施設経理区分で受け入れることとする。(別紙3参照)

(10) 基本金及び基本金の組入れ及び取崩し

基本金

基本金として計上されるべき金額は、会計基準第31条に規定する額を、貸借対照表の純資産の部に基本金として計上することとする。

ア 第1号基本金について

会計基準第31条第1号に規定する社会福祉法人の設立並びに施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得すべきものとして指定された寄附金の額とは、土地、施設の創設、増築、増改築における増築分、拡張における面積増加分及び施設の創設及び増設等時における初度設備整備、非常通報装置設備整備、屋内消火栓設備整備等の基本財産等(固定資産に限る。)の取得に係る寄附金の額とする。

なお、その取得の際に補助金を収受したか否かについては特に関係しないものであり、法人の自己資金や国庫補助金以外の補助金により取得した基本財産等に係る寄附金も含まれる。

イ 第2号基本金について

会計基準第31条第2号に規定する資産の取得に係る借入金の償還に充てるものとして指定された寄附金の額とは、施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得するにあたって、借入金が生じた場合において、その借入金の返済を目的として収受した寄附金の総額をいう。

ウ 第3号基本金について

会計基準第31条第3号に規定する施設の創設及び増築等のために保持すべき運転資金として収受した寄附金の額とは、昭和62年2月4日社庶第23号厚生省社会局庶務課長、児童家庭局企画課長通知「社会福祉法人の認可について」別添社会

福祉法人審査要領第2(3)に規定する、当該法人の年間事業費の12分の1以上に相当する寄附金の額及び増築等の際に保持すべき運転資金として収受した寄附金の額をいう。

組入れ及び取崩し

会計基準第31条に規定する基本金への組み入れについては、複数の施設に対して一括して寄附金を受け入れた場合には、最も合理的な基準に基づいて各経理区分に配分することとする。

また、会計基準第32条に規定する基本金の取り崩しについても各経理区分において取り崩しの処理を行うこととする。

なお、基本金の組み入れは会計年度末に一括して合計額を計上することができるものとし、組み入れに当たっては、別紙4を参考のうえ基本金明細表を作成し、それらの内容を記載することとする。

(11) 国庫補助金等特別積立金の積立て及び取崩し

会計基準第33条に規定する国庫補助金等特別積立金については、国又は地方公共団体等から受け入れた補助金及び助成金等の額を各施設経理区分で受け入れることとし、合築等により受け入れる経理区分が判明しない場合には、最も合理的な基準に基づいて各経理区分に配分することとする。

また、会計基準第34条に規定する国庫補助金等特別積立金の減価償却による取り崩し及び国庫補助金等特別積立金の対象となった基本財産等が廃棄又は売却された場合の取り崩しの場合についても各経理区分で処理することとする。

なお、国庫補助金等特別積立金の積み立て及び取り崩しに当たっては、別紙5を参考のうえ国庫補助金等特別積立金明細表を作成し、それらの内容を記載することとする。

(12) たな卸資産の範囲

介護用品等のたな卸資産については、当該たな卸資産を消費したときに資金収支計算書及び事業活動収支計算書の支出として処理することが原則であるが、毎会計年度一定量を購入し、経常的に消費するものであって、かつ常時保有する量が明らかに1年間の消費量を下回るものについては、その購入時に支出として処理することができる。

ただし、販売用品及びこれに準ずるたな卸資産については、当該たな卸資産を消費したときに支出するものとする。

(13) 本部区分に係る経費の範囲

法人本部に係る経費については、理事会、評議員会の運営に係る経費、法人役員の報酬等その他の経理区分に属さないものであって、法人本部の帰属とすることが妥当な収入支出とする。

(14) 経理区分の細分化

会計基準第4条に規定する経理区分については、法人本部及び定款に記載され

た社会福祉事業ごとに区分するものであるが、特定の補助金による事業運営を行っている場合に当該補助金の収支を明らかにする必要がある場合等については、さらに経理区分を細分化し収支計算を行うことができるものとする。

2 減価償却の扱い

(1) 減価償却の方法

減価償却資産の範囲

減価償却資産は、建物、構築物及び車輛等の時の経過又は使用等によりその価値が減少するもので、耐用年数が1年以上、かつ、1個若しくは1組の金額が10万円以上の資産とする。

取得価額及び残存価額

減価償却資産の評価額は取得価額とする。また、残存価額は、原則として、取得価額の1割とする。

耐用年数

耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)によることができるものとする。

償却方法

減価償却資産の償却方法は原則として定額法とするが、これによりがたい場合には定率法によることができるものとする。

(2) 年度途中で取得した固定資産等に係る減価償却

会計年度の途中で取得した固定資産に係る減価償却の計算は、当該資産について計算される年間減価償却額を月数按分したものによる。また、中古で取得した固定資産については、経過年数等を勘案して残存可能期間を適正に見積もることとする。

(3) 減価償却費の按分

複数の会計単位又は経理区分に共通する減価償却費については、人数、面積等の合理的な基準に基づいて各経理区分に配分することとする。なお、選択した按分基準については、原則として継続的に適用することとする。

(4) その他

減価償却を実施するに際して適正な資産評価及び減価償却費の計上を行うために、各法人においては別紙6を参考のうえ固定資産管理台帳等を作成し、適切に管理することとする。

別紙

基本金明細表

別紙

国庫補助金等特別積立金明細表

別紙

寄附金明細表

別紙

借入金明細表

別紙

固定資産管理台帳